

岸和田市農業委員会「農地利用最適化推進委員」募集要項

1 農地利用最適化推進委員の募集内容

(1) 募集人数

1 名

(2) 任期

農業委員会が委嘱した日から令和 11 年 7 月 19 日まで

(3) 身分

地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号および農業委員会等に関する法律第 18 条第 1 項にもとづく非常勤の特別職

(4) 業務内容

農業委員会が定めた区域（山直地区）において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地等の利用の最適化の推進を図る。

また、担当する区域内における農地利用の最適化の推進について、農業委員会総会等に出席して意見を述べる。

区域名	区域の詳細
山直地区	稲葉町、包近町、積川町、山直中町、岸の丘町、今木町、岡山町、田治米町、東大路町、東ヶ丘町、摩湯町、三田町

(5) 報酬

条例の定めのとおり

2 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

(3) 岸和田市暴力団排除条例で規定する暴力団員等と認められる方

3 推薦及び応募の方法

次の提出書類に必要事項を記入し、経歴書を添えて、下記(3)提出先へ郵送又は持参により提出ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	第 1 号様式
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	第 2 号様式
自ら応募する場合	第 3 号様式

※上記の書類・経歴書については、農業委員会事務局に設置しています。また、岸和田市ホームページからもダウンロードできます。

※提出された書類については、返却しません。

(2) 提出先

提出書類は、下記問い合わせ先へ提出してください。

(3) 受付期間

令和 8 年 10 月 5 日(月)から令和 8 年 10 月 30 日(金)まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までに提出してください。

4 選考方法

原則書類選考。定数を上回る申し込みがあった場合など、必要に応じて面接を行う場合があります。

5 備考

応募された内容については法律の定めにより公表を行います

6 問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市農業委員会事務局 TEL072-423-9704

メールアドレス niinkai@city.kishiwada.lg.jp

